

令和元年度に実施した墨田区による保育所、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者への指導検査において、文書により指摘を行った事例は以下のとおりです。

指摘の具体的事例	文書指摘数		
	保育所	小規模	家庭的
<p>➤ 避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること</p> <p>避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練又は消火訓練を実施していない月がある。</p>		3	3
<p>➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと</p> <p>調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理・調乳業務に従事させている。</p>	1		
<p>➤ 調理業務委託を適正に行うこと</p> <p>調理業務を委託する場合は、保育所や保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を遵守しなければならないが、調理業務委託の契約書に、児発第86号通知に基づいた必要な項目が盛り込まれていない。</p>	1		
<p>➤ 保育士を適正に配置すること</p> <p>開所時間中に配置する保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1人と保育従事者（無資格）1人の配置の時間帯がある。</p>	1	4	
<p>➤ 預金管理を適正に行うこと</p> <p>社会福祉法人が運営する認可保育所は、資金等の管理に関しては内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努め、管理運営に十分配慮した体制を確保しなければならないが、預金通帳と銀行届出印について管理者が分離されておらず、管理方法が適正ではない。</p>	1		
<p>➤ 委託費の適正な支出を行うこと</p> <p>私立認可保育所に対して支払われる委託費のうち、人件費については保育所に属する職員の給与・賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費については物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費については保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであるが、当該施設とは一切関係のない別法人に係る費用を委託費から支出している。</p>	1		
<p>➤ 会計責任者・出納職員の任命を行うこと</p> <p>社会福祉法人が運営する認可保育所等においては、会計責任者及び出納職員を理事長により任命しなければならないが、会計の業務をしている職員について会計責任者及び出納職員の任命に関する書類等がない。</p>	1	2	
<p>➤ 寄付金の受入を適正に行うこと</p> <p>社会福祉法人が運営している認可保育所は、寄付金品の受入に当たって、必要書類を整え、受贈承認後に領収書を発行しなければならないが、寄付金について、適正な内容の寄付金領収書を発行していない。</p>	1		
<p>➤ 経理規程に従って会計処理を行うこと</p> <p>社会福祉法人は会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定め、認可保育所等の運営においては経理規程等を遵守しなければならないが、理事会において定めた経理規程に従った会計処理等の事務処理がなされていない。</p>	1	2	

指摘の具体的事例	文書指摘数		
	保育所	小規模	家庭的
<p>➤ 月次試算表を毎月作成し理事長に報告すること</p> <p>社会福祉法人が運営する認可保育所は、資産、負債の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、経理規程で定められた理事長等の権限者に報告しなければならないが、経理規程に定められた期日までに月次試算表を作成し、理事長へ報告を行っていない。</p>	1		
<p>➤ 公定価格の算定に際して、必要な要件を満たすこと</p> <p>公定価格の算定に係る各加算においてそれぞれ必要な要件を満たしていないが、処遇改善加算に係る加算の要件を一部満たしていない。</p>	1	2	
<p>➤ 小口現金の保有額を経理規程で定められた金額の範囲内とすること</p> <p>社会福祉法人が運営する認可保育所等においては、小口現金の保有額を経理規程で定められた金額の範囲内としなければならないが、小口現金の保有額が経理規程で定められた金額の範囲を超えている。</p>	2	2	
<p>➤ 当期末支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%を超えて保有しないこと</p> <p>認可保育所においては、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすることとなっているが、当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えている。</p>	1		